

# 中華人民共和国女性權益保障法

中華人民共和国主席令 第 40 号

「『中華人民共和国女性權益保障法』改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」は、既に中華人民共和国第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 17 回会議において 2005 年 8 月 28 日に可決されたので、ここに公布し、2005 年 12 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦涛  
2005 年 8 月 28 日

( 1992 年 4 月 3 日第 7 期全国人民代表大会第 5 回会議で採択。  
2005 年 8 月 28 日第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 17 回会議における『中華人民共和国女性權益保障法』改正に関する決定』に基づき修正 )

## 目録

- 第一章 総則
- 第二章 政治的権利
- 第三章 文化、教育の權益
- 第四章 労働及び社会保障の權益
- 第五章 財産の權益
- 第六章 人身の権利
- 第七章 婚姻と家庭の權益
- 第八章 法的責任
- 第九章 附則

## 第一章 総則

第一条 女性の適法な權益を保障し、男女平等を促進し、社会主義現代化建設における女性の役割を十分に発揮させるため、憲法及びわが国の実際の情況に基づき、この法律を制定する。

第二条 女性は、政治的、経済的、文化的、社会的及び家庭的な生活などの各面で男性と平等の權利を有する。

男女平等を実行することは国の基本的国策である。国は必要な措施をとり、女性の權益を保障するための各種制度を徐々に整備し、女性に対するあらゆる形式の差別を解消する。

国は、女性が法律に基づいて享有する特別の権益を保護する。  
女性に対する差別、虐待、遺棄、危害を禁止する。

第三条 国務院は中国女性発展要綱を制定し、並びにそれを国民経済及び社会発展計画に組み入れる。

県級以上の地方の各級人民政府は中国女性発展要綱に基づき、当該行政区域の女性発展計画を制定し、それを国民経済及び社会発展計画に組み入れる。

第四条 女性の適法な権益を保障することは、全社会の共同の責任である。国家機関、社会団体、企業、事業所、都市の基層の大衆的自治組織は、本法及び関係する法律の規定に基づき、女性の権益を保障しなければならない。

国は有効な措置をとり、女性が法に基づき権利を行使する上で必要な条件を提供する。

第五条 国は女性が自ら尊び、自らを信じ、自立し、自ら向上を図り、法を運用して自信の適法な権益を維持・保護することを奨励する。

女性は国の法律を順守し、社会道徳を尊重し、法律で定められた義務を履行しなければならない。

第六条 各級人民政府は女性の権益を保障する仕事を重視及び強化しなければならない。県級以上の人民政府で女性、児童への業務を担当する機構では、関係部門を組織、調整、指導、督促し、女性の権益を保障する業務を担当する。

県級以上の人民政府の関係部門では、それぞれの職責の範囲内で女性の権益を保障する業務をりっぱに行わなければならない。

第七条 中華全国婦女聯合会及び地方の各級の婦女聯合会は、法律及び中華全国婦女聯合会定款に照らし、各民族、各界の女性の利益を代表及び擁護し、女性の権益を擁護する業務を行う。

労働組合及び共産主義青年団は、それぞれの業務の範囲内において、女性の権益を擁護する業務を立派に行わなければならない。

第八条 女性の適法な権益を保障する上で顕著な功績のあった組織及び個人に対しては、各級の人民政府及び関係部門が表彰及び奨励を行う。

## 第二章 政治的権利

第九条 国は女性が男性と平等の政治的権利を享有することを保障する。

第十条 女性は各種の経路及び形式を通じ、国の事務を管理し、経済及び文化事業を管理し、社会事務を管理する権利を有する。

法律、法規、規定及び公共政策の制定においては、女性の権益にかかわる重大な問題については、婦女聯合会の意見を聴取しなければならない。

女性及び女性組織は、各級の国家機関に女性の権益の保障の面での意見及び提案を提出する権利を有する。

第十一条 女性は男性と平等の選挙権及び被選挙権を享有する。

全国人民代表大会及び地方の各級の人民代表大会の代表の中には、適当な数の女性代表が否ければならぬ。国家は措施をとり、全国人民代表大会及び地方の各級の人民代表大会における女性の代表の比率を徐々に高めなければならない。

住民委員会、村民委員会の構成員の中には、女性が適当な定数を有しなければならない。

第十二条 国は女性の幹部を積極的に養成し選抜する。

国家機関、社会团体、企業、事業所で幹部を養成、選抜、採用する際には、必ず男女平等の原則を堅持し、適当な数の女性が指導メンバーを担当しなければならない。

国は少数民族の女性幹部の養成及び選抜を重視する。

第十三条 中華全国婦女聯合会及び地方の各級の婦女聯合会は女性を代表して国及び社会的事務の民主的決定、民主的管理及び民主的監督に積極的に参画する。

各級の婦女聯合会及びその団体会員は、国家機関、社会团体、企業、事業所に女性職員を推薦することができる。

第十四条 女性の権益の保障に関する批判または合理的提案については、関係部門は聴取及び採用しなければならない。女性の権益の侵害に関する不服申立、告訴または告発については、関係部門は必ず事実を調査し、責任を持って処理しなければならない。いかなる組織または個人も、これに圧力をかけ、または報復を加えてはならない。

### 第三章 文化、教育の権益

第十五条 国は女性が男性と平等の文化的教育を享有する権利を保障する。

第十六条 学校及び関係部門は国の関係規定を執行し、入学、進学、卒業時の配属、学位授与、留学派遣などの面で男性と平等の権利を享有するよう保障しなければならない。

学校は学生を入学させる時、特殊な専門を除き、性別を理由として女性の入学を拒否し、または女性の入学基準を高くすることはできない。

第十七条 学校は女性青少年の特徴に基づき、教育、管理、施設などの面で措置をとり、女性青少年の身心の健全な発展を保障しなければならない。

第十八条 父母またはその他の監督・保護者は、適齢の女性児童少年が義務教育を受けることを保障する義務を必ず履行しなければならない。

疾病またはその他の特殊な状況によって当該地域人民政府の認可を得た場合を除き、適齢の女性児童少年を入学させない父母または監督・保護者については、当該地域人民政府が批判教育を行い、同時に効果的な措置をとり、適齢女性児童少年を入学させるよう命じる。

政府、社会、学校は効果的な措置をとり、適齢の女性児童少年が就学する上で存在する実際の困難性を解決し、条件を作り出し、貧困、身体障害者及び流動人口の中の適齢の女性児童少年が義務教育を修了できるよう保証しなければならない。

第十九条 各級の人民政府は規定に基づき、女性の中の文盲、半文盲を一掃する仕事を、文盲一掃及び文盲一掃後の継続教育の計画に組み込み、女性の特徴に適した組織形態及び業務方法を採用し、関係部門を組織、監督して具体的に実施しなければならない。

第二十条 各級人民政府及び関係部門は措置をとり、都市と農村の女性の必要性に基づき、女性への職業教育及び実用技術研修を組織しなければならない。

第二十一条 国家機関、社会团体及び企業、事業所は国の関係規定に基づき、女性が科学、技術、文学、芸術及びその他の文化的活動に従事し、男性と平等の権利を享有するよう保障しなければならない。

#### 第四章 労働及び社会保障の權益

第二十二条 国は、女性が男性と平等の労働の権利と社会保障の権利を享有するよう保障する。

第二十三条 各事業所で従業員を採用する時には、女性に不適合な職種または持ち場を除き、性別を理由として女性の採用を拒否し、または女性の採用基準を高くすることはできない。

各事業所は女性従業員を採用する時に、法により相手との間に労働契約またはサービス取り決めを締結しなければならず、労働（雇用）契約またはサービス取り決めの中で、女性労働者の結婚、出産を制限する内容を規定してはならない。

16歳未満の女性未成年者の採用を禁止する。但し、国に別段の規定がある場合を除く。

第二十四条 男女の同一労働同一賃金を実行する。女性は福利厚生を受けるときに男性と平等の権利を享有する。

第二十五条 在昇進、昇級、専門技術職務の評定などの面では、男女平等の原則を堅持しなければならない。女性を差別してはならない。

第二十六条 いかなる事業所も、女性の特徴に基づき、法により女性の業務・労働における安全と健康を保護しなければならない。女性が従事するのが不適當な業務・労働を手配してはならない。

女性は月経期間、妊娠期間、出産期間及び哺乳期間において特別の保護を受ける。

第二十七条 いかなる事業所も、結婚、妊娠、出産、哺乳等を理由として女性従業員の賃金を下げ、解雇し、労働（雇用）契約またはサービス取り決めを一方的に解除してはならない。但し、女性労働者が労働（雇用）契約またはサービス取り決めの終了を要求した場合を除く。

各事業所は国の退職制度を執行する際、性別を理由として女性を差別してはならない。

第二十八条 国は社会保険、社会救助、社会福利及び医療衛生事業を発展させ、女性が社会保険、社会救助、社会福利及び衛生保健等の權益を享有できるよう保障する。

国は女性が社会公益活動を行うのを援助するよう提唱し奨励する。

第二十九条 国は出産保険制度を推進し、出産に係るその他の保障制度を確立し整備する。

地方の各級の人民政府及び関係部門は、関係規定に照らして貧困女性に必要な出産援助を提供しなければならない。

## 第五章 財産の權益

第三十条 国は女性が男性と平等の財産的權利を享有することを保障する。

第三十一条 婚姻、家庭共有財産の関係の中で、女性が法に基づき權益を享有するのを侵害することができない。

第三十二条 女性は、農村土地請負経営、集団經濟組織の収益分配、土地徴収または徴用補償費の使用及び宅地使用などの面で、男性と平等の權利を享有する。

第三十三条 いかなる組織及び個人も、女性の未婚、結婚、離婚、配偶者との死別などを理由に、女性の農村集団経済組織における各種の権益を侵害してはならない。

結婚により男性が女性の住所に住み着く場合、男性及び子女は所在地の農村集団経済組織構成員と平等の権益を享有する。

第三十四条 女性が享有する、男性と平等な財産相続権は、法律の保護を受ける。同一順位の法定相続人の中では、女性を差別してはならない。

配偶者と死別した相続した財産を処分する権利を有し、何人も干渉してはならない。

第三十五条 配偶者と死別した女性が配偶者の父母に対して主要な扶養義務を尽くした場合は、配偶者の父母の第一順位の法定相続人として、その相続権は子女の代襲相続の影響を受けない。

## 第六章 人身上の権利

第三十六条 国は女性が男性と平等の人身上の権利を享有することを保障する。

第三十七条 女性は人身上の自由を侵害されない。女性の人身上の自由を不法な拘禁及びその他の不法な手段で剥奪または制限することを禁止する。女性の身体を不法に捜査することを禁止する。

第三十八条 女性の生命健康権は侵害されない。女子嬰兒を溺殺、遺棄、又は殺害することを禁止する。女子嬰兒を出産した女性及び子を産まない女性を差別、又は虐待することを禁止する。迷信又は暴力等の手段で女性を殺害することを禁止する。病気又は身体障害の女性及び老年の女性を虐待又は遺棄することを禁止する。

第三十九条 女性をだまして売ること又は暴力で誘拐することを禁止する。だまされて売られた又は暴力で誘拐された女性を買うことを禁止する。だまされて売られた又は暴力で誘拐された女性の救助解放を妨害することを禁止する。

各級人民政府及び公安、民政、労働社会保障、衛生などの部門は、その職責に照らし、すみやかに措置をとって、だまされて売られた、又は暴力で誘拐された女性を救助し、善後措置をとらなければならない。婦女联合会はこれに協力し呼応して関係業務を行う。いかなる者もだまされて売られた又は暴力で誘拐された女性を差別してはならない。

第四十条 女性に対してセクシャルハラスメントを行うことを禁止する。被害を受けた女性は事業所又は関係機関に申し立てる権利を有する。

第四十一条 売春、買春を禁止する。 女性の売春を組織、強要、誘惑、収容、紹介すること、または女性に対してわいせつ行為を行うことを禁止する。

女性にわいせつな演技行為をするよう組織、強要、誘惑することを禁止する。

第四十二条 女性の名誉権、栄誉権、プライバシー権、肖像権等の人格権は法律で保護を受ける。

侮辱、誹謗等の方法で女性の人格尊厳を損なうことを禁止する。

マスメディアを通じ、またはその他の方法で女性の人格を低め損なうことを禁止する。本人の同意を得ずに、営利を目的として、広告、商標、展示ショーケース、新聞、定期刊行物、図書、オーディオ・ビジュアル製品、電子出版物、ネットワーク等の形式で女性の肖像を使用してはならない。

## 第七章 婚姻と家庭の權益

第四十三条 国は女性が男性と平等の婚姻家庭を享有する権利を保障する。

第四十四条 国は女性の婚姻自主権を保護する。女性の結婚、離婚の自由に干渉することを禁止する。

第四十五条 女性側が懐妊期間、分娩後一年以内または妊娠終了後六箇月以内の場合は、男性側は離婚を申し出ることができない。

但し、女性が離婚を申し出たとき、または男性の離婚請求を受理することがたしかに必要なことを人民法院が認めたときはこの限りでない。

第四十六条 女性に対して家庭内暴力をふるうことを禁止する。

国は措置をとって家庭内暴力を防止並びに制止する。

公安、民政、司法行政等の部門及び都市・農村の基層大衆自治組織、社会团体は、各自の職責の範囲内において家庭内暴力を予防及び制止しなければならず、被害を受けた女性を法により救助する。

第四十七条 女性は、法律の規定による夫婦共同財産について、その配偶者と平等な占有、使用、収益及び処分の権利を享有し、双方の収入状況による影響を受けない。

婚姻関係存続期間に得た財産を各自の所有に帰属させることを夫婦が書面で約定し、女性側が子女養育、老人介護、男性側の仕事への協力など多くの義務を果たした場合は、離婚時に男性側に補償を求める権利を有する。

第四十八条 夫婦共有の家屋については、離婚時に、双方が分割住居について合意して解決する。合意不成立の場合には、人民法院が双方の具体的状況に基づき、子女及び女性側の権益を配慮するという原則で判決する。夫婦双方に別段の約定のある場合を除く。

夫婦が共同で借用する家屋については、離婚時に、女性側の住居を、子女及び女性側の権益を配慮するという原則で解決しなければならない。

第四十九条 父母双方は、未成年の子女について、平等の監護権を享有する。

父親が死亡し、行為能力を喪失し、またはその他の事情があり未成年子女の監護人となることができない場合は、母親の監護権について何人も干渉してはならない。

第五十条 離婚の場合において、女性側が不妊手術の実施またはその他の事由により出産能力を喪失しているときは、子女扶養問題の処理にあたっては、子女の権益に有利であるという条件のもとで、女性側の合理的要求を配慮しなければならない。

第五十一条 女性は、国の関係規定に照らして子女を出産する権利を有し、かつ、出産しない自由をも有する。

出産年齢にある夫婦双方が国の関係規定に照らして計画出産を行うときは、関係部門は安全かつ効果的な避妊用の薬品、器具及び技術を提供し、避妊手術を受ける女性の健康及び安全を保障しなければならない。

国は結婚前保健、出産期保健制度を実施し、母子保健制度を発展させる。各級の人民政府は措置をとり、女性が計画出産技術サービスを享有することを保障し、女性の生殖健康水準を向上させなければならない。

## 第八章 法的責任

第五十二条 女性の適法な権益が侵害されたときは、関係部門が法により処理するよう要求し、または、法により仲裁機関に仲裁を申請し、または人民法院に提訴する権利を有する。

経済的困難があり法律面の支援、または司法面の救助を必要とする女性には、当該地域の法律援助機関または人民法院が援助を与え、法に基づいて法律的援助または司法的救助を与えなければならない。

第五十三条 女性の適法な権益が侵害された場合は、女性組織に申し立てることができ、女性組織は侵害された女性の適法な権益を擁護しなければならない。関係部門または事業所が調査、処理するよう要求し、協議する権利を有する。関係部門または事業所は法に基づき調査、処理し、回答をしなければならない。



第五十四条 女性組織は、被害を受けた女性が訴訟を進めるに当たって援助を必要とする場合は、支持しなければならない。

女性連合会または関係女性組織は、特定の女性の集団の利益を侵害する行為に対して、マスメディアを通じて暴露、批判することができ、関係部門に法律に基づき調査、処理するよう要求する権利を有する。

第五十五条 本法の規定に違反し、女性の未婚、結婚、離婚、死別などを理由として、女性の農村集団経済組織における各種權益を侵害した場合、または結婚して男性側が女性側の住所に入って生活し、男性側及び子女が所在地の農村集団経済組織構成員と平等な權益を享受するのを侵害した場合、郷、鎮の人民政府が法に基づいて調停する。被害者は、法に基づき農村土地請負仲裁機関に仲裁を申請することもでき、また、人民法院に起訴することもでき、人民法院は法に基づいて受理しなければならない。

第五十六条 本法の規定に違反し、女性の適法な權益を侵害した場合、他の法律、法規で行政処罰を規定している場合はその規定に従う。財産の損失またはその他の損害をもたらした場合は、法により民事責任を負う。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追究する。

第五十七条 本法の規定に違反し、女性の權益侵害の申し立て、告発、告訴に対し、責任転嫁し、引き延ばし、圧力をかけて調査、処理を行わず、または申し立て、告発、告訴を行った者に打撃、報復を行った場合は、その所在事業所、主管部門または上級機関が是正を命じ、法により、直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して行政処分を行う。

国家機関及びその従業員が法により職責を履行せず、女性の權益を侵害する行為に対して、すみやかに制止し、または被害女性に必要な援助を与えず、重大な結果をもたらした場合、その所在事業所または上級機関が法により直接責任を負う主管者及び他の直接責任者を行政処分する。

本法の規定に違反し、女性の文化、教育の權益、労働及び社会保障の權益、人身及び財産の權益、並びに婚姻家庭の權益を侵害した場合、その所在事業所、主管部門または上級機関が是正を命じ、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者が国の公務員である場合は、その所在事業所または上級機関が法により行政処分を行う。

第五十八条 本法の規定に違反し、女性に対してセクシュアルハラスメントまたは家庭内暴力を行い、治安違反行為を構成するときは、被害者は公安機関に対して、違法行為人に法により行政処罰を与えるよう要求することができ、また、法により人民法院に民事訴訟を提起することもできる。

第五十九条 本法の規定に違反し、マスメディアまたはその他の方法で女性の人格をはずかしめ害した場合は、文化、放送、映画、テレビ、新聞出版またはその他の関係部門が各自の職権で是正を命じるとともに、法により行政処罰を与える。

## 第九章 附則

第六十条 省、自治区、直轄市人民代表大会常務委員会は、本法に基づいて実施弁法を制定することができる。

民族自治地方の人民代表大会は、本法に規定する原則に依拠して、当該地域の民族女性の具体的状況と結びつけ、変形させまたは補充した規定を制定することができる。自治区の規定は、全国人民代表大会常務委員会の承認を得て効力を生ずる。自治州、自治県の規定は、省、自治区、直轄市人民代表大会常務委員会の承認を得て効力を生じ、全国人民代表大会常務委員会に届け出る。

第六十一条 本法は 1992 年 10 月 1 日から施行する。